

メニュー表

1. 定期巡回・随時対応サービス事業者向け

(1) 管理者、計画作成責任者向け個別相談

- ✓ 周知・営業のノウハウを知りたい
- ✓ 介護職員採用のノウハウを知りたい
- ✓ アセスメントやプラン作成をブラッシュアップしたい
- ✓ 地域の訪問介護事業所と連携したい
- ✓ 連携先の訪問看護事業所を増やしたい
- ✓ 事務作業の負担を軽減したい など

(2) 経営者向け個別相談

- ✓ 定期巡回・随時対応サービスも含めた、法人全体の経営面についてアドバイスを受けた

(3) 社内研修講師派遣

- ✓ 自立支援に沿ったサービス提供や、利用者の満足度向上に向けた取組について、職員と一緒に考えたい など



2. 定期巡回・随時対応サービスへの参入を検討している法人向け

- ✓ 定期巡回・随時対応サービスの基本を詳しく知りたい
- ✓ 併設事業所との兼務が可能かなど人員体制について知りたい
- ✓ 開設に必要な準備を知りたい
- ✓ 安定的な経営（黒字化）までのプロセスを知りたい など

3. 保険者向け

(1) 定期巡回・随時対応サービス事業所向け研修会

- ✓ 保険者が主催する管内の定期巡回・随時対応サービス事業者向け研修会について、アドバイザーを講師として派遣します。 ※上記1（1）及び（3）に関する内容を想定

(2) 定期巡回・随時対応サービスへの参入を検討する法人向け説明会

- ✓ 保険者が主催する定期巡回・随時対応サービスへの参入を働きかけるための法人向け説明会に、アドバイザーを講師として派遣します。 ※上記2に関する内容を想定

定期巡回・随時対応サービス開設・運営支援アドバイザー

一般社団法人24時間在宅ケア研究会

和田篤昌（わだあつまさ）氏



2012年 訪問介護事業所管理者

2015年 通所介護事業所管理者兼生活相談員

2016年 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所管理者兼計画作成責任者

2018年 介護事業部統括

2019年 同法人執行役員

24時間在宅ケア研究会事務局

厚労省の定期巡回サービスに係る調査研究事業に事務局員として関わっている。

各都道府県や保険者が行うセミナーにて定期巡回・随時対応サービス普及促進の為に起業検討者、ケアマネジャー、定期巡回事業所向けの講演を行っている。

定期巡回・随時対応サービス開設・運営支援アドバイザー

馬袋秀男（ばたいひでお）氏 2020年11月現在

一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会顧問/一般財団法人家庭医療学研究所専務理事
株式会社グッド・シェパード代表取締役/兵庫県立大学大学院経営研究科客員教授

○1979年4月株式会社ダスキン入社

生産技術部、ヘルスケア事業西日本本部長を経てホームヘルスケア事業部長

○1996年4月医療法人財団河北総合病院入職、04年4月財団理事

在宅ケアセンター副センター長、介護老人保健施設施設長、地域の医療と介護連携など担当
財団本部のメディカル・リスク・マネジメント事務局、新規事業開発、経営企画部など担当。

○1996年6月株式会社クロス・ロードを設立代表取締役専務、05年4月代表取締役社長

医療連携の24時間型在宅介護サービス等の介護事業、東京都認証保育所事業、病院給食、環境整備、医療事務等の運営
医療・介護組織のISO品質マネジメントシステム構築支援、経営改善支援コンサルティング事業を展開

○2008年4月株式会社ジャパンケアサービスへ経営参画（㈱クロス・ロードを統合）

㈱ジャパンケアサービスグループの代表取締役社長（CEO）など歴任、14年6月退任

○2016年4月株式会社グッド・シェパードへ参画し代表取締役（現任）

○2008年5月一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会理事長、14年5月特別理事、18年5月顧問（現任）

○2016年4月兵庫県立大学大学院経営研究科客員教授就任（現任）

○2018年3月一般財団法人家庭医療学研究所専務理事（現任）

○厚労省社会保障審議会 介護給付費分科会委員（2012年2月～15年6月） 社会保障審議会介護保険部会委員（2016年2月～18年6月）

医療介護総合確保促進会議構成員（2016年6月～18年6月）

○内閣府消費税有識者集中点検会合委員（2013年8月） 社会保障制度改革推進会議専門委員（2016年11月～20年11月）

○東京都・社会福祉審議会/高齢者保健福祉計画策定委員会委員（2016年5月～18年3月）

○埼玉県高齢者者支援計画推進会議 委員(2020年11月～ 現任)

著書等

「災害復興からの介護システム・イノベーション」（ミネルヴァ書房）共著、「新版品質保証ガイドブック」（日本品質管理学会）共著、「在宅ケア立ち上げマニュアル」（日経BP社）共著、「お客さま満足をめざすホームヘルプサービス」（中央法規出版）監修など



定期巡回・随時対応サービス 開設・運営支援アドバイザー制度 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条第15項に定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」という。）を提供する事業所を設置する法人（以下「定期巡回事業者」という。）が継続的かつ安定的に運営できるよう支援すること、また、サービスへの参入を検討する法人等（以下「参入検討法人等」という）に対し、参入を促すことを目的として、定期巡回・随時対応サービス 開設・運営支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(職務)

第2条 アドバイザーは次に掲げる職務を行う。

- (1) 定期巡回事業者が継続的かつ安定的に運営できるよう、サービスの提供等に関する助言等を行う。
- (2) 参入検討法人等に対し、参入意欲を喚起するようサービスの提供等に関する助言を行う。
- (3) 保険者が前各号のために主催する研修会等の講師を行う。

(登録)

第3条 県は、サービスの提供等に関し必要な知見を有する者をアドバイザーとして登録する。

(対象)

第4条 本制度の対象は、県が必要と認めた定期巡回事業者、参入検討法人等、保険者とする。

(助言等の内容)

第5条 助言等の内容は、助言を受ける事業者が継続的かつ安定的に運営するため、また、サービスへの参入を検討する法人等が十分な検討を行うために必要な事項とする。

(手続き)

第6条 アドバイザーの派遣を受けようとする定期巡回事業者及び参入検討法人等は、所在する保険者（参入検討法人等の場合は開設予定場所の保険者をいう。以下、同じ。）を通じて様式1により県へ申請する。

2 アドバイザーの派遣を受けようとする保険者は様式2により県へ申請する。

3 県は、前各項による申請を審査し、アドバイザーの派遣を決定した場合に

は、様式3によりアドバイザーに依頼する。

- 4 定期巡回事業者及び参入検討法人等がアドバイザーの派遣を受ける場合、保険者は同席するものとする。

(費用)

第7条 県は、アドバイザーに対して、予算の範囲において助言等に伴う謝金を支給する。

- 2 県は、第8条の報告を受けた後10日以内に、アドバイザーに対し、予算の範囲内で謝金を支払う。

(報告)

第8条 アドバイザーの派遣を受けた定期巡回事業者及び参入検討法人等は所在する保険者を通じて、派遣を受けた日から10日以内にその実施結果を様式4により県へ報告する。

- 2 アドバイザーの派遣を受けた保険者は、派遣を受けた日から10日以内にその実施結果を様式5により県へ報告する。

(秘密の保持等)

第9条 アドバイザーは、本要綱に基づく一切の業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は当該業務の履行以外の目的に利用してはならない。当該業務が終了した後においても同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日より施行する。